一　十五号地南信号所（北緯三五度三六分五〇秒東経一三九度五〇分五秒）から四八度四、五八〇メートルの地点から一九九度五、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九度一〇、六一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から北緯三五度三一分二九秒東経一三九度四七分三〇秒）まで引いた線、（以下この項において「A地点」という。）から三〇度二、五四〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）まで引いた線（以下この項において「A線」という。）、B地点から多摩川の中央を大師橋まで引いた線（以下この項において「B線」という。）、同橋及び陸岸により囲まれた海面及び同川水面、中川及び荒川葛西橋、大横川親水公園、古川最下流東海道本線鉄道橋及び目黒川昭和橋、隅田川南高橋、築地川南門橋、亀島川、汐留川及び海老取川の各河川水面並びにこれらの海面及び河川水面に接続する各運河水面

二　多摩川大師橋、A線、B地点からA地点まで引いた線、A地点から川崎東扇島防波堤東灯台（北緯三五度二九分四一秒東経一三九度四六分五九秒）から八〇度三〇分四、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から横浜大黒防波堤東灯台（北緯三五度二七分二四秒東経一三九度四二分二五秒）から九九度三〇分三、九〇メートルの地点（以下この項において「C地点」という。）まで引いた線、同灯台からC地点まで引いた線、D地点から境運河鶴見線鉄道橋中央まで引いた線、同橋及び陸岸により囲まれた海面、同水面及び同運河水面並びにこれらの海面及び河川水面に接続する各運河（境運河を除く。）水面

三　境運河鶴見線鉄道橋、同橋中央からD地点まで引いた線、D地点からC地点まで引いた線、C地点から二一九度六、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二六度三〇分一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から横須賀市夏島町北端（北緯三五度一九分四、九四秒東経一三九度三八分二七秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面及び同運河水面、鶴見線鉄道橋、入江川入江橋、新田間川金港橋、堀川山下橋、入江川小港橋、滝の川八幡橋、各下流の河川水面、千代崎川第一派川及び堀川第二派川、入江川第四小派川、入江川第五小派川及び入江川小派川の各河川水面並びにこれらの海面及び河川水面に接続する各運河（境運河を除く。）水面

別表第三京浜港の項陸域の欄に次の一号を加える。

三　中欄第三号の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね一、三〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域

別表第三横須賀港の項水域の欄中「港則法施行規則別表第一に定める第一区から第四区までの海面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「港則法施行規則別表第一に定める第一区及び第二区の海面」を「中欄の水域」に改め、同表三崎港の項水域の欄中「観音山鼻から城ヶ島安房崎まで引いた線、同島灘ヶ埼から歌舞島ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同表直江津港の項陸域の欄中「四〇〇メートル」を「一、〇〇〇メートル」に改め、同表新潟港の項陸域の欄第一号中「港則法施行規則別表第一に定める東区の海面」を「中欄の水域（新潟港東区西防波堤、同防波堤灯台（北緯三八度一分一一秒東経一三九度一三分五三秒）から同区第二東防波堤灯台（北緯三八度四六秒東経一三九度一四分二秒）まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面に限る。）」に、「七〇〇メートル」を「一、〇〇〇メートル」に改め、同欄第二号中「港則法施行規則別表第一に定める西区の水面」を「中欄の水域（通船川山ノ下橋及び信濃川万代橋各下流の河川水面に限る。）」に改め、同表伏木富山港の項陸域の欄を次のように改める。

伏木富山港	港則法施行令に定める港域

一　中欄の水域（富山東防波堤、同防波堤灯台（北緯三六度四五分五六秒東経一三七度一三分四〇秒）から富山西防波堤灯台（北緯三六度四五分五五秒東経一三七度一三分五五秒）まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに岩瀬運河及び中島閘門以北の富岩運河の各運河水面に限る。）を地先水面とする地域のうち、水際からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域

二　中欄の水域（新湊東防波堤、同防波堤灯台（北緯三六度四六分五四秒東経一三七度六分五一秒）まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに二の丸橋下流の内川水面に限る。）を地先水面とする地域のうち、水際からおおむね五〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域

三　中欄の水域（伏木東防波堤、同防波堤灯台（北緯三六度四七分四二秒東経一三七度四分九秒）から伏木西防波堤灯台（北緯三六度四七分四二秒東経一三七度四分四秒）まで引いた線、同灯台から伏木外港北防波堤東灯台（北緯三六度四八分三秒東経一三七度四分三〇秒）まで引いた線、同防波堤西端から国分三六度四八分二四秒東経一三七度三分二八秒）まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面、八光寺橋下流の小矢部川水面並びに同川に接続する内川水面に限る。）を地先水面とする地域のうち、水際からおおむね五〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域

別表第三金沢港の項陸域の欄中「二〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表七尾港の項水域の欄中「大杉埼から八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大谷川新大谷川橋及び御祓川尾湾橋各下流の河川水面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「三〇〇メートル」を「五〇〇メートル」に改め、同表内浦港の項陸域の欄中「三〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表敦賀港の項水域の欄中「鞠山山頂から湧所埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに児屋の川えびす橋、旧笙の川今橋、笙の川松島橋及び井の口川井の口橋各下流の河川水面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「一〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表清水港の項陸域の欄中「三〇〇メートル」を「七〇〇メートル」に改め、同表焼津港の項水域の欄中「中港南防波堤、同防波堤突端から中港北防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに小石川須原橋及び黒石川新川橋各下流の河川水面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「二〇〇メートル」を「七〇〇メートル」に改め、同表三河港の項水域の欄中「高潮防波堤（知多堤）、同防波堤突端から三〇八度一、一三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四〇度五、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から空見町五〇号岸壁南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、荒子川樋門、堀川港新橋、山崎川東橋、名古屋臨海鉄道大江川鉄橋及び天白川千鳥橋各下流の河川水面並びに中川口通船門以南の中川運河水面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同表四日市港の項水域の欄中「朝明川右岸突端から一六五度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八六度六、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から鈴鹿川右岸導流堤基部まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに海蔵川、三滝川、天白川及び鈴鹿川各最下流道路橋下流の河川水面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同表尾鷲港の項水域の欄中「コドーカ鼻から大曾根東突堤北端まで引いた線、大曾根東突堤及び陸岸により囲まれた海面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同表勝浦港の項陸域の欄中「二五〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表舞鶴港の項水域の欄中「三本松鼻から横波鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川、伊佐津川、寺川、与保呂川、祖母谷川及び志楽川各最下流道路橋下流の河川水面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄中「港則法施行規則別表第一に定める第一区の海面」を「中欄の水域」に、「二〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表阪南港の項水域の欄中「岸和田木材港東防波堤、同防波堤南端から岸和田木材港西防波堤北端まで引いた線、同防波堤、同防波堤南端から岸和田木材港南防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面、これに隣接する貯木場の水面並びに春木川新春木橋、旧天ノ川松風橋及び新天ノ川大道橋各下流の河川水面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同表境港の項水域の欄中「境港防波堤灯台から零度に引いた線、同防波堤、西港界線及び陸岸により囲まれた海面」を「港則法施行令に定める港域」に改め、同項陸域の欄及び同表浜田港の項陸域の欄中「二〇〇メートル」を「四〇〇メートル」に改め、同表福山港の項陸域の欄中「二〇〇メートル」を